

保管廃棄物の諸元

保管廃棄物の管理番号		686	587	A2	1172	774	1310	898	943	1053	687
性状		固形状	固形状	液状	固形状	固形状	固形状	固形状	固形状	固形状	固形状
PCB(含有量)(mg/kg)		21	7.9	0.79	9.0	24	0.29	12	6.8	5.7	33
保管容器内部ガス測定	テトラクロロエチレン(ppm)	3	不検出	90	不検出	4	1	14	不検出	9	3
	トリクロロエチレン(ppm)	4	不検出	340	2	5	4	25	不検出	20	6
	トルエン(ppm)	150	60	200	10	200	10	233	40	100	50
	換算値(上記VOC3物質)	8.0	3.0	46	0.70	11	0.92	14	2.0	7.2	3.2
	ベンゼン(ppm)	不検出	不検出	1.0	不検出	0.5	不検出	15	不検出	5	不検出
	換算値(上記VOC4物質)	8.2	3.2	47	0.70	11	1.1	29	2.0	12	3.4

分析結果一覧(焼却処理中)

区分	検査項目	採取場所	番号	分析項目	目的	環境省	検体数等	分析結果	適否	評価基準	単位	根拠
焼却処理中	焼却に伴い環境中に排出されるガス【ばい煙等分析】	煙突	1	PCB	PCBの適正処理の確認	○	・試験処理1日につき1検体 ・ばいじん、硫酸化合物及び塩化水素については1日につき2検体 ・T-VOC、トルエン、テトラクロロエチレン、ベンゼンについて1日につき2検体	0.0000012	○	0.10以下	mg/m ³ N	液状PCB焼却施設の排ガス濃度(※)
			2	ダイオキシン類	ダイオキシン類(再合成含む)の適正処理の確認	○		0.0021	○	0.1以下	ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策特別措置法 新設 排出基準
			3	ばいじん	ばいじんの飛散防止の確認	○		0.006(AM) 0.005(PM)	○	0.064以下	g/m ³ N	市町村との公害防止協定 大気汚染防止法上乗せ
			4	硫酸化合物	硫酸化合物の適正処理の確認	○		<1(AM) <1(PM)	○	17.66以下	m ³ N/h	市町村との公害防止協定 大気汚染防止法上乗せ
			5	窒素化合物	窒素化合物の排出基準の適合の確認	○		71	○	160以下	ppm	市町村との公害防止協定 大気汚染防止法上乗せ
			6	塩化水素	塩素系化合物の適正処理の確認	○		<1(AM) <1(PM)	○	200以下	mg/m ³ N	市町村との公害防止協定 大気汚染防止法上乗せ
			7	一酸化炭素	燃焼状況の把握	○		<2	○	50以下	ppm	市町村との公害防止協定 大気汚染防止法上乗せ
			8	T-VOC	VOC高濃度4物質を含めたVOC全体の適正処理の確認	×		<2(AM) <2(PM)	○	400以下	ppmC	大気汚染防止法 オフセット印刷の乾燥施設の排出基準を準用
			9	トルエン	臭気の周辺環境への影響の確認 VOC高濃度物質としての適正処理の確認	×		<0.29(AM) <0.29(PM)	○	25400以下	m ³ N/h	悪臭防止法 排出口における排出基準
			10	テトラクロロエチレン	VOC高濃度物質としての適正処理の確認	×		<0.8(AM) <0.8(AM)	○	300以下	mg/m ³ N	大気汚染防止法 乾燥施設の指定物質抑制基準を準用
			11	トリクロロエチレン	VOC高濃度物質としての適正処理の確認	×		<0.6(AM) <0.6(AM)	○	300以下	mg/m ³ N	大気汚染防止法 乾燥施設の指定物質抑制基準を準用
			12	ベンゼン	VOC高濃度物質としての適正処理の確認	×		<0.4(AM) <0.4(AM)	○	100以下	mg/m ³ N	大気汚染防止法 乾燥施設の指定物質抑制基準を準用
試験処理地における敷地境界【化学分析・臭気測定】	試験処理地の東西南北に位置する敷地境界	13	臭気指数	焼却に伴う臭気の周辺環境への影響の確認	×	・試験処理1日につき風上及び風下各1検体	<10(風上) <10(風下)	○	18以下		市町村との公害防止協定 悪臭防止法	
		14	PCB	PCBの周辺環境への影響の確認	○	・試験処理1日につき1検体(ただし東西南北で各1検体)	(東)0.00000013 (西)0.00000025 (南)0.00000072 (北)0.00000055	-	0.0005以下	mg/m ³	環境大気中の濃度(※)	
		15	ダイオキシン類	ダイオキシン類の周辺環境への影響の確認	×		(東)0.019 (西)0.015 (南)0.0088 (北)0.026	-	0.6以下	pg-TEQ/m ³	ダイオキシン類対策特別措置法 環境基準	

※PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について(昭和47年環大企第141号環境庁大気保全局長通知)
 赤字:環境省実証試験にない項目
 網掛:法令等によりE社が規制を受けている項目
 m³N:標準状態(0°C、101.3kPa)における体積を示す。
 m³:20°C、101.3kPaにおける体積を示す。

酸素:10.5%、排ガス温度:79°C
 排ガス流量(湿り)9800m³N/h(乾き)53700m³N/h

区分	検査項目	採取場所	番号	分析項目	目的	環境省	検体数等	分析結果	適否	評価基準	単位	根拠
焼却処理後	試験処理に伴い生じる残渣物【燃え殻の分析】	燃え殻取出し口	1	PCB(溶出量)	PCBの埋立処分基準の適合の確認	○	・試験処理1日につき1検体	<0.0003	○	0.003以下	mg/L	廃棄物処理法 判定基準省令(燃え殻)
			2	PCB(含有量)	PCBの適正処理の確認	○		0.0048	○	0.5以下	mg/kg	技術公募における処理後物の含有量
			3	ダイオキシン類	ダイオキシン類の埋立処分基準の適合の確認	○		0.014	○	3以下	ng-TEQ/g	廃棄物処理法 判定基準省令(燃え殻)
			4	VOC(12物質)(溶出量)	埋立処分時の安全性の確認	×		下表	○	埋立処分に係る判定基準以下	mg/L	廃棄物処理法 判定基準省令(汚泥)を準用
			5	重金属(7物質)(溶出量)	重金属の埋立処分基準の適合の確認	×			○	埋立処分に係る判定基準以下	mg/L	廃棄物処理法 判定基準省令(燃え殻)
			6	燃え殻の熱灼減量	完全燃焼の指標	○		6	○	10以下	%	廃棄物処理法 維持管理基準
	試験処理に伴い生じる残渣物【焼却後の保管廃棄物容器】	燃え殻取出し口(保管施設)	7	PCB	PCBの適正処理の確認	○	・焼却後の保管廃棄物容器につき1検体 ・底板のある容器を原則とする	<0.1	○	0.1以下	μg/100cm ²	廃棄物処理法 卒業判定基準
	試験処理に伴い生じるばいじん(脱水汚泥)【ばいじん(脱水汚泥)の分析】	ばいじん(脱水汚泥)の取出し口	8	PCB(溶出量)	PCBの埋立処分基準の適合の確認	○	・試験処理1日につき1検体	<0.0003	○	0.003以下	mg/L	廃棄物処理法 判定基準省令(汚泥)
			9	PCB(含有量)	PCBの適正処理の確認	○		0.038	○	0.5以下	mg/kg	技術公募における処理後物の含有量
			10	ダイオキシン類	ダイオキシン類の埋立処分基準の適合の確認	○		0.26	○	3以下	ng-TEQ/g	廃棄物処理法 判定基準省令(汚泥)
			11	VOC(12物質)(溶出量)	VOCの埋立処分基準の適合の確認	×		下表	○	埋立処分に係る判定基準以下	mg/L	廃棄物処理法 判定基準省令(汚泥)
	12	重金属(7物質)(溶出量)	重金属の埋立処分基準の適合の確認	×	○							
	試験処理に伴い生じる排水【排水分析】	排水口	13	PCB	PCBの適正処理の確認	○	・試験処理1日につき1検体 ・VOC(12物質)は1日につき3検体	<0.0003	○	0.003以下	mg/L	水質汚濁防止法 排出基準
			14	ダイオキシン類	ダイオキシン類の適正処理の確認	○		0.0016	○	10	pg-TEQ/L	ダイオキシン類対策特別措置法 排出基準
			15	VOC(12物質)	VOCの適正処理の確認	×		下表	○	排出基準以下	mg/L	水質汚濁防止法(一部E社所在の都道府県条例上乘せ) 排出基準
			16	重金属(9物質)	重金属の適正処理の確認	×			○			

※焼却後の保管廃棄物容器10個のうち、1個については2回処理した後の結果
 ○VOC(12物質): トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンの12物質
 ○重金属(7物質): 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、セレンの7物質
 ○重金属(9物質): 重金属(7物質)にふっ素、ほう素を加えた9物質
 赤字: 環境省実証試験にない項目
 網掛: 法令等によりE社が規制を受けている項目

番号	分析項目	燃え殻			ばいじん(脱水汚泥)			排水				
		分析結果	適否	評価基準(mg/L)	分析結果	適否	評価基準(mg/L)	分析結果			適否	評価基準(mg/L)
								検体1	検体2	検体3		
1	トリクロロエチレン	<0.03	○	0.3以下	<0.03	○	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03	○	0.3以下
2	テトラクロロエチレン	<0.01	○	0.1以下	<0.01	○	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	○	0.1以下
3	ジクロロメタン	<0.02	○	0.2以下	<0.02	○	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	○	0.2以下
4	四塩化炭素	<0.002	○	0.02以下	<0.002	○	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02以下
5	1, 2-ジクロロエタン	<0.004	○	0.04以下	<0.004	○	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	○	0.04以下
6	1, 1-ジクロロエチレン	<0.1	○	1以下	<0.1	○	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	○	1以下
7	シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.04	○	0.4以下	<0.04	○	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	○	0.4以下
8	1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.3	○	3以下	<0.3	○	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	○	3以下
9	1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.006	○	0.06以下	<0.006	○	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	○	0.06以下
10	1, 3-ジクロロプロペン	<0.002	○	0.02以下	<0.002	○	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02以下
11	ベンゼン	<0.01	○	0.1以下	<0.01	○	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	○	0.1以下
12	1, 4-ジオキサン	<0.05	○	0.5以下	<0.05	○	0.5以下	<0.05	<0.05	<0.05	○	0.5以下
13	水銀	<0.0005	○	0.005以下	<0.0005	○	0.005以下	<0.0005			○	0.005以下
14	カドミウム	<0.03	○	0.3以下	<0.03	○	0.3以下	<0.01			○	0.1以下
15	鉛	0.23	○	0.3以下	<0.03	○	0.3以下	<0.01			○	0.1以下
16	六価クロム	<0.15	○	1.5以下	<0.15	○	1.5以下	0.04			○	0.2以下(上乘)
17	ヒ素	<0.03	○	0.3以下	<0.03	○	0.3以下	<0.01			○	0.1以下
18	シアン	<0.1	○	1以下	<0.1	○	1以下	<0.05			○	0.5以下(上乘)
19	セレン	<0.03	○	0.3以下	<0.03	○	0.3以下	<0.01			○	0.1以下
20	ふっ素							<0.8			○	8以下
21	ほう素							<1			○	10以下